

特別寄稿

## 「ヨーロッパ法セミナー」

2005年3月13日から22日までミュンヘン大学法学部より、ルペルト・ショルツ教授（ドイツ連邦共和国元国防大臣）を本学客員教授として招聘し、欧州憲法条約に関する集中講義および「ドイツ連邦共和国における議会制のおよび連邦国家制の統治制度 その構造と改革問題」と題する講演会を開催した。A4版103頁に及ぶ講義資料（および講演原稿原文は Ritsumeikan Law Review No. 23 2006 に掲載）を書き下ろしていただいたショルツ教授に衷心より感謝申し上げる次第である。また、本独文原稿の翻訳をしていただき、集中講義や講演会の準備をしていただいた、本学法学部倉田原志教授、同じく高橋直人助教授、朝日大学法学部本間学専任講師に記して感謝申し上げる次第である。

私は、現在、本学が推進する国際連携共同研究室のご援助により、本学のヨーロッパ法研究を推進する研究センターの立ち上げの準備をしている。本学では、すでにフライブルク大学、ケルン大学、ユトレヒト大学、ゲント大学、レーゲンスブルク大学、ザーラント大学など、ヨーロッパの主要な大学から専門家を招聘し、ヨーロッパ法研究を推進してきた。ショルツ教授による今回の集中講義および講演会もその一環であり、ヨーロッパ法セミナーとして企画し、学内外の研究者・大学院生・学生を交えて、とりわけ欧州憲法条約について詳細な解説をしていただいた。残念ながら、その後、フランスおよびオランダの相次ぐ批准否決の結果、現在、欧州憲法条約は事実上棚上げされているが、その全貌についてドイツ連邦議会において国防大臣を経験し、長く学者と政治家の二束の草鞋を履いてきたショルツ教授による集中講義は極めて刺激的であり、欧州憲法条約の骨格を知る上で最重要資料として価値があるものと確信している。私は、現在、諸般の事情で、法科大学院では民事手続法以外に、ヨーロッパ法および比較法も担当しており、同種の講義・演習等でも格好の教材になると考えている。

私事で恐縮であるが、ショルツ先生との出会いは、3年前に私が副学部長をしていた最後の3月末に、ショルツ先生がドイツ連邦議会法務委員会委員長として訪問団の代表として来校されるとの連絡が、プライジンガー元大阪・神戸

ドイツ総領事（2005年度後期本学客員教授）より連絡が入り、当時、議論が沸騰していたロースクールに関するフォーラムを本学スタッフと共同開催した時に遡る。その後、ドイツ総領事館主催のパーティーの席上、本学客員教授として是非招聘した旨を打診したところ、ご快諾いただき、ショルツ教授を本学に招聘することができた次第である。集中講義には、高田敏教授（大阪国際大学法学部）をはじめ、多くの学外の先生方にも参加していただいた。また、ショルツ先生の京都滞在の最後には、「ドイツ連邦共和国における議会制のおよび連邦国家制的統治制度 その構造と改革問題」と題する法学会主催による公開講演会を開催したところ、大阪・神戸ドイツ総領事カール・ボカレック氏をはじめ、多くの学外の研究者にもご参加いただいた。また、講演会後の吉村良一法学部長主催の夕食会には、東京での最高裁訪問を終えて、夕刻に丁度上洛されていた、ショルツ教授と大変親しいギュンター・ヒルシュ教授（ドイツ連邦最高裁長官）ご夫妻も参加され、日独の学術交流について歓談する機会も持つことができたことは、この上ない喜びであった。紙面を借りて、ショルツ先生の講演会に側面からご支援を頂いたボカレック総領事に心から感謝申し上げます。

研究代表者 出口 雅 久